職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第７号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第１条　職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年鳥取市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

（鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年鳥取市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１号を加える。

⑸　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成３年鳥取市条例第

１号）の一部を次のように改正する。

第２１条を削る。

（鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条　鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第６条」を「第５条及び第６条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。